

別表 本件開示請求

項番	諮問番号	請求内容	決定日	決定内容	諮問日	対象保有個人情報 又は請求個人情報	実施機関の主張
				主務課			
1	736	平成○年○月○日の○時○分過ぎに都庁第一本庁舎の高層階用エレベータ内で開示請求者が○○職員に肘打ちされた暴行事件において、監視カメラの映像確認を阻止する総務局警備担当の隠ぺい行為に関する全ての個人情報・資料（事件発生当時の監視カメラの映像記録を含む。）	平成31年2月28日	非開示 総務局 総務部 総務課	令和元年7月19日	平成○年○月○日付トラブル事案に関する資料	審査請求人が請求の対象としている当該個人情報を開示することにより、庁内（庁舎及びその敷地をいう。以下同じ。）における警備の手法や体制が明らかになる。その結果、警備業務における実効性の確保が担保できず、庁内における犯罪の予防や秩序の維持に支障を来すおそれがあることから、条例16条4号に該当する。 庁内における警備の手法や体制が明らかになると、庁内における犯罪予防や秩序維持が脅かされ、庁内の秩序及び美観の保持、並びに火災及び盗難の予防などといった庁内管理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例16条6号に該当する。
2	737	平成○年○月○日以降、総務局の警備員が開示請求者の昼休み中の行動をストーカーまがいに違法監視していることに関する全ての個人情報・資料。 なお、総務局の警備員の当該違法監視に対して、開示請求者は平成○年○月○日に都総務局宛てに抗議のメールを送信している。	平成31年2月28日	非開示 (存否応答拒否) 総務局 総務部 総務課	令和元年7月19日	平成○年○月○日以降、総務局の警備員が開示請求者の昼休み中の行動を監視していることに関する全ての個人情報・資料	審査請求人が対象としている当該個人情報が存在しているか否かを答えることにより、以下の非開示情報を開示することとなるため、条例17条の3の規定により、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否する。 庁内における警備の手法や体制が明らかになり、その結果、警備業務における実効性の確保が担保できず、庁内における犯罪の予防や秩序の維持に支障を来すおそれがあることから、条例16条4号に該当する。 庁内における警備の手法や体制が明らかになり、庁内における犯罪予防や秩序維持が脅かされ、庁内の秩序及び美観の保持、並びに火災及び盗難の予防などといった庁内管理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例16条6号に該当する。

項番	諮問番号	請求内容	決定日	決定内容	諮問日	対象保有個人情報 又は請求個人情報	実施機関の主張
				主務課			
3	738	平成○年○月○日の○時○分頃に都庁本庁舎3階の連絡通路を通行中の開示請求者に対して、総務局警備員の○○が無礼かつ傲慢極まりない態度をとったことに端を発したトラブル（○○が「知事が通るから、止まれ。」と極めて偉そうな態度で開示請求者に命令し、この傲慢な物言いに対して開示請求者が激怒し口論になり、この口論の中で○○が「お前に文句を言われる筋合いはない。」などと逆切れし、加担した別の警備員が「お前、もう帰れ。」と開示請求者をど突いてきたという警備員の対応が問題となったトラブル）に関して、総務局側が審査請求人を加害者として捏造被害届を○○警察署に出したことに係る全ての個人情報・資料（トラブル発生当時の監視カメラの映像記録を含む。）	平成31年2月28日	非開示 (存否応答拒否) 総務局 総務部 総務課	令和元年7月19日	総務局が審査請求人を加害者とした被害届を○○警察署に出したことに係る全ての個人情報・資料	審査請求人が対象としている当該個人情報が存在しているか否かを答えることにより、以下の非開示情報を開示することとなるため、条例17条の3の規定により、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否する。 審査請求人が請求の対象としている保有個人情報の開示又は非開示の決定を行うことは、特定の個人による被害届の提出の有無等の事実関係を明らかにすることになり、このことは開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、条例16条2号に該当する。
4	743	平成○年○月○日の○時○分過ぎに都庁第一本庁舎の高層階用エレベータ内で（○○でもある）開示請求者が○○に肘打ちされた暴行事件において、本事件を仲裁しに駆けつけた警察官から「エレベータの監視カメラの映像を当事者で確認すべき」と意見され、この意見に当事者全員（開示請求者・○○局管理職・総務局警備員・○○関係者）が同意したにもかかわらず、（○○局の○○管理職とグルになって）当該監視カメラの映像記録等を対象とした開示請求者の情報公開請求に対して不当な非開示対応を行った総務局警備担当の極悪犯罪隠ぺい行為に関する全ての個人情報・資料（事件発生当時の監視カメラの映像記録を含む）	令和元年6月6日	一部開示 総務局 総務部 総務課	令和元年8月28日	第5号様式（平成○年○月○日付○○第○号「保有個人情報の非開示について」。別紙を含む。）	非開示部分を開示することは、庁内における警備の手法や体制を明らかにすることになる。その結果、警備業務における実効性の確保が担保できず、庁内における犯罪の予防や秩序の維持に支障を来すおそれがあることから、条例16条4号に該当する。 庁内における警備の手法や体制が明らかになると、庁内における犯罪予防や秩序維持が脅かされることにより、庁内の秩序及び美観の保持並びに火災及び盗難の予防などといった庁内管理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例16条6号に該当する。

項番	諮問番号	請求内容	決定日	決定内容	諮問日	対象保有個人情報 又は請求個人情報	実施機関の主張
				主務課			
5	753	〇〇でもある開示請求者が、平成〇年〇月〇日に所属である〇〇局において行われている管理職の法令違反行為について公益通報を行ったところ、全庁受付窓口である総務局コンプライアンス推進部が「〇〇局で通報された事案に対応している」等の虚偽の理由（〇〇の管理職は本件通報事実は何の対応もしていない）により、平成〇年〇月〇日付で本件公益通報を揉み消すという極悪隠蔽行為を行った事案に関する全ての個人情報・資料（対応記録・調査資料など）。	令和元年5月30日	一部開示 総務局 コンプライ アンス 推進部 コンプラ イアンス 推進課	令和元年9月30日	(1) 平成〇年〇月〇日付 けで行われた〇〇局〇〇課 長に関する公益通報に係る 決定について ・通報に係る照会について (回答) 別紙 ・通報に係る照会について (回答) 別紙 (2) 平成〇年〇月〇日付 けで行われた〇〇局〇〇課 長に関する公益通報に係る 決定について ・通報に係る照会について (回答) 別紙 ・通報に係る照会について (回答) 別紙	公益通報制度は、通報で得られた情報の秘密保持を前提としている。各局から得られる情報についても、提供情報が外部に漏らされることはないという前提で提供されるものであり、これらの情報が開示されることが前提となると、各局から必要な情報を収集することができず、全庁窓口における正確な事実の把握が困難となり、公益通報に関する事務処理に当たって著しい支障を来すおそれがある。 また、通報のあった案件については、今後、実施機関と請求人との間で争訟に発展する可能性がある。各局から提供された情報が開示された場合、争訟等における対応等が明らかにされ、当事者として本来対等であるはずの立場を損なうおそれがある。 加えて、局からの提供情報には、通報者への評価を含む人事管理情報が含まれている。これらの情報を開示することにより、所属長が、被評価者からの反応を懸念するあまり、職場実態に即した判断・対応、率直な評価を躊躇するおそれがあり、適切かつ円滑な人事管理に支障を来しかねないことから、条例16条6号に該当する。
6	758	〇〇局の悪徳管理職が平成〇年〇月〇日付通知により開示請求者（〇〇）の非違行為として総務局コンプライアンス推進部に捏造したトラブル事案について、開示請求者が証拠資料付きの「パワーハラスメント被害報告書」をコンプライアンス推進部に提出し、開示請求者が前記トラブル事案の被害者であることを説明したにもかかわらず、何の反証・説明もなしに被害者である開示請求者に対して違法かつ不当な懲戒処分を行った総務局人事部の極悪パワハラ隠蔽行為に関する全ての個人情報・資料（処分の判断・手続き資料など）	令和元年9月2日	一部開示 総務局 人事部 人事課	令和元年11月5日	・「職員に対する処分について」（〇〇年〇月〇日付〇〇総人第〇〇号） ・「職員に対する処分について（答申）」（〇〇年〇月〇日付） ・「東京都職員懲戒分限審査委員会への諮問について」（〇〇年〇月〇日付〇〇総人第〇〇号） ・「事故監察について（報告）」（〇〇年〇月〇日付〇〇総コ第〇〇号） ・「服務監察について」（〇〇年〇月〇日付〇〇第〇〇号） ・「服務監察について」（〇〇年〇月〇日付〇〇第〇〇号）	開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別できるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例16条2号に該当する。 事故の概要、事実関係等は、公表しないことを前提に任意の事情聴取により知り得た情報であり、また、懲戒処分を行う決定過程を含む人事管理上の情報であることから、開示することにより、今後の事情聴取による適正な情報収集が困難となるなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。 また、懲戒分限審査委員会からの答申の段階での処分案であり、開示することにより処分原案の作成過程が明らかになり、都が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

項番	諮問番号	請求内容	決定日	決定内容	諮問日	対象保有個人情報 又は請求個人情報	実施機関の主張
				主務課			
7	759	開示請求者(〇〇)が〇〇年〇月〇日に行った保有個人情報開示請求(開示請求者に対する違法な懲戒処分)について、担当部署である総務局人事部が決定通知書の発送を遅延させるという条例違反の行為を行い、当該発送遅延に係る開示請求者からのメール照会を無視するという地方公務員法第30条等違反の違法対応を行い続けていることに関する全ての個人情報・資料	令和元年9月2日	開示	令和元年11月6日	(1) 「公文書開示の決定期間の延長について」(〇〇年〇月〇日付〇〇号) (2) 〇〇年〇月〇日付開示請求者から総務局人事部人事課職員宛ての電子メール (3) 〇〇年〇月〇日付開示請求者から総務局人事部人事課職員宛ての電子メール (4) 〇〇年〇月〇日付開示請求者から総務局人事部人事課職員宛ての電子メール (5) 〇〇年〇月〇日付開示請求者から総務局人事部人事課職員宛ての電子メール (6) 〇〇年〇月〇日付総務局人事部人事課職員から開示請求者宛ての電子メール (7) 〇〇年〇月〇日付開示請求者から総務局人事部人事課職員宛ての電子メール (8) 〇〇年〇月〇日付開示請求者から総務局人事部人事課職員宛ての電子メール (9) 〇〇年〇月〇日付開示請求者から総務局長等宛ての電子メール (10) 〇〇年〇月〇日付開示請求者から総務局長等宛ての電子メール	審査請求人からの照会に対して処分庁が行った対応は、「〇年〇月〇日付総務局人事部人事課職員から開示請求者宛ての電子メール」のみである。また、審査請求人からの照会に関し、都が保有する個人情報は、「公文書開示の決定期間の延長について」(〇年〇月〇日付〇〇〇〇第〇号)及び開示請求者が送付した電子メールのみであることから、〇年〇月〇日付〇〇〇〇第〇号保有個人情報開示決定通知書のとおり開示したものである。 なお、審査請求人からの照会に対しては、対応記録は作成しておらず、したがって対応記録は存在しない。
				総務局 人事部 人事課			